

庄内町告示第129号

令和3年度庄内町風車村エコランド実行委員会補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町風車村エコランド実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、風車村の活性化を図るとともに、環境エネルギー問題への理解を深め、低炭素社会実現に向けた普及啓発を行う庄内町風車村エコランド実行委員会（次条及び第7条において「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町風車村エコランド実行委員会補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、実行委員会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 環境エネルギー問題への理解を深め、低炭素社会実現に向けた普及啓発を行う事業
- (2) 風車村の新たな魅力を探り、観光交流人口の拡大に取り組む事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 謝金、消耗品費及び設営費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、25万円以内の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(概算払)

第7条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた実行委員会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和3年度庄内町風車村エコランド実行委員会補助金概算払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

年 月 日

庄内町長 宛

住 所
団体名
代表者氏名 ⑩
電話

令和3年度庄内町風車村エコランド実行委員会補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和3年度庄内町風車村エコランド実行委員会補助金について、令和3年度庄内町風車村エコランド実行委員会補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振込先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			